

少額減価償却資産の税務処理

～ こんなところに要注意!! ～

平成26年度税制改正では、中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例が平成28年3月31日まで延長されました。少額減価償却資産等を購入したときの処理について確認しておきましょう。

1 少額減価償却資産等を購入したときの取扱いはどうなる?

少額の減価償却資産を取得等したとき、事業のために使用した事業年度において損金算入できますが、その取得した資産の価額により以下のように取扱いが異なります。

※絵画などの美術品等については償却できない場合があるので注意しましょう。

(1) 「10万円未満の少額減価償却資産」を取得等したとき

全額を損金算入（即時償却）できます。

【固定資産税（償却資産）】

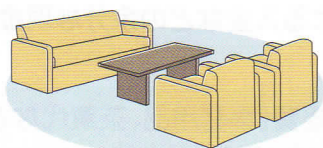
申告の必要はありません。（申告対象外）

(2) 「20万円未満の一括償却資産」を取得等したとき（(1)の適用を受ける資産を除く）

3年間で均等償却できます。

【固定資産税（償却資産）】

申告の必要はありません。（申告対象外）



(3) 中小企業者等のみの特例：「30万円未満の少額減価償却資産」を取得等したとき（(1)及び(2)の適用を受ける資産を除く）

全額を損金算入できます。

《注意点》

①一事業年度の取得金額の合計額は30万円が限度となります。

②租税特別措置法上の特別償却などと重複適用はできません。

③中古資産も対象となります。

④20万円未満の少額減価償却資産を購入したとき、この制度を利用して全額損金算入した場合と、一括償却資産として3年間で均等償却した場合とでは使用開始した事業年度の損金算入額は違ってきます。（事例1）

【固定資産税（償却資産）】

申告する必要があります。（課税）

（注）この特例で処理した場合、固定資産税が課税されますので注意が必要です。

事例1 今期の期首に応接セットを1組18万円(税込価格・付随費用を含む)で購入しました。損金算入はどうなりますか?(当社は消費税を税込経理方式で処理)

取得価額が18万円のため、①中小企業者等のみの特例による「即時償却」または②20万円未満の一括償却資産の「3年間で均等償却」のいずれかが適用できます。

今期の損金算入金額は次のようになります。

①中小企業者等のみの特例による即時償却

18万円全額が損金算入できる
※固定資産税の申告が必要です。

②3年間で均等償却

18万円×1/3=6万円が損金算入できる

※減価償却する場合、事業用が条件となっているので、納品された資産を稼働させなければ償却はできません。